

第 6 章

救助・医療・衛生

〔6-1〕災害救助法による救助の程度、方法及び期間（厚政課）

令和5年6月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実上、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		2 下記金額の範囲内									
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全流			夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
					冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半流	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700				
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700				
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊産等の移送費は、別途計上							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分について1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外：慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143号に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔6-2〕災害拠点病院等一覧表（医療政策課）

基幹災害拠点病院

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	490	防府市大字大崎10077	0835 (22) 4411 (防災) 10-283-1

災害拠点病院

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立病院機構 岩国医療センター	486	岩国市愛宕町1-1-1	0827 (34) 1000 (防災) 10-280-1
岩国市医療センター医師会病院	181	岩国市室の木町3-6-12	0827 (21) 3211
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	360	柳井市古開作1000-1	0820 (22) 3456 (防災) 10-281-1
地域医療機能推進機構 徳山中央病院	507	周南市孝田町1-1	0834 (28) 4411 (防災) 10-282-1
医療法人神徳会 三田尻病院	128	防府市お茶屋町3-27	0835 (22) 1110
綜合山口赤十字病院	377	山口市八幡馬場53-1	083 (923) 0111
国立大学法 山口大学医学部 附属病院	713	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111 (防災) 10-284-1
労働者健康安全機構 山口労災病院	313	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836 (83) 2881
山陽小野田市民病院	199	山陽小野田市大字東高泊1863-1	0836 (83) 2355
下関市立市民病院	376	下関市向洋町1-13-1	083 (231) 4111
国立病院機構 関門医療センター	400	下関市長府外浦町1-1	083 (241) 1199 (防災) 10-285-1
山口県済生会下関総合病院	373	下関市安岡町8-5-1	083 (262) 2300
山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	199	長門市東深川85	0837 (22) 2220 (防災) 10-286-1
医療法人医誠会 都志見病院	175	萩市大字江向413-1	0838 (22) 2811 (防災) 10-287-1

県が指定した災害拠点病院及び基幹災害拠点病院の基本的な役割

- ① 災害時には24時間救急対応体制を敷き、重篤救急患者（多発外傷、挫滅症候群等）の受け入れ及び広域搬送の拠点として機能する。
- ② 医療救護班の派遣体制を整備しておき、災害発生時には直ちに出勤し、初期の医療救護に迅速に対応する。
- ③ 地域の医療機関へ応急資機材を貸出す。
- ④ 災害時における迅速・的確な医療救護活動を実施するため、防災機能の充実・整備を図る。
- ⑤ 基幹災害拠点病院は上記に加え、災害時医療救護活動に必要な研修・訓練を行う。

高度救命救急センター

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立大学法 山口大学医学部 附属病院	713	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111

高度救命救急センターの役割

被災地及び（基幹）災害拠点病院から搬送される重篤救急患者や高度・専門医療を要する傷病者を24時間体制で受け入れる。

〔6-3〕山口県DMAT指定病院一覧表（医療政策課）

医療機関名	保有DMAT数	所在地	電話番号
国立病院機構 岩国医療センター	1	岩国市愛宕町1-1-1	0827 (34) 1000
岩国市医療センター医師会病院	1	岩国市室の木町3-6-12	0827 (21) 3211
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	1	柳井市古開作1000-1	0820 (22) 3456
光市立光総合病院	1	光市光ヶ丘6-1	0833 (72) 1000
地域医療機能推進機構 徳山中央病院	4	周南市孝田町1-1	0834 (28) 4411
医療法人神徳会 三田尻病院	1	防府市お茶屋町3-27	0835 (22) 1110
綜合病字病院 山口赤十字病院	2	山口市八幡馬場53-1	083 (923) 0111
山口県済生会山口総合病院	1	山口市緑町2-11	083 (901) 6111
山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	2	防府市大字大崎10077	0835 (22) 4411
医療法人社団 宇部興産中央病院	1	宇部市大字西岐波750	0836 (51) 9221
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	3	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111
労働者健康安全機構 山口労災病院	3	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836 (83) 2881
山陽小野田市民病院	2	山陽小野田市大字東高泊1863-1	0836 (83) 2355
下関市立市民病院	2	下関市向洋町1-13-1	083 (231) 4111
国立病院機構 関門医療センター	2	下関市長府外浦町1-1	083 (241) 1199
山口県済生会下関総合病院	1	下関市安岡町8-5-1	083 (262) 2300
山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	1	長門市東深川85	0837 (22) 2220
医療法人医誠会 都志見病院	1	萩市大字江向413-1	0838 (22) 2811

DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略）とは、大地震及び航空機・列車事故といった災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

(1) 活動内容

①現場活動

災害急性期の被災地において、市町、消防機関及び警察等公共機関と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う。

②病院支援

被災地内の災害拠点病院等の指揮下に入り、病院でのトリアージ、診療の支援等を行う。

③患者搬送

患者搬送時のトリアージ及び搬送中の医療活動を行う。

(2) 出動基準

①県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合。

②県内における災害等の被災者の救出に時間を要する等、山口県DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合。

③国又は他都道府県から山口県DMATの出動要請があった場合。

〔6-4〕救急病院及び救急診療所（医療政策課・医務保険課）

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
岩 国	国立病院機構 岩国医療センター	岩国市愛宕町1-1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	486	30
	岩国市医療センター 医師会病院	岩国市室の木町3-6-12	公益法人	内・整・小	181	15
	岩国市立錦中央病院	岩国市錦町広瀬1072-1	市	外・内	53	10
	岩国市立美和病院	岩国市美和町渋前1776	市	外・内・整・小	52	5
	医療法人 岩国病 人院	岩国市岩国3-2-7	医療法人	内・小・産	60	-
柳 井	山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	柳井市古開作1000-1	厚生連	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	360	27
	周防大島町立大島病院	周防大島町大字小松1415-1	町	外・内	99	8
	周防大島町立東和病院	周防大島町大字西方571-1	町	外・内・整・その他	99	4
周 南	光市立大和総合病院	光市大字岩田974	市	外・内・その他	243	4
	光市立光総合病院	光市光ヶ丘6-1	市	外・内・整・その他	210	10
	医療法人 陽光 中央病 人院	光市島田2-22-16	医療法人	外・内・整・その他	98	1
	地域医療機能推進機構 徳山中央病院	周南市孝田町1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	519	30
	オーブ ンシス テム 徳山 医師 会病 院	周南市東山町6-28	公益法人	外・内・その他	306	8
	周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前2-3-15	市	外・内・脳外・その他	150	5
	医療法人 同友 会病 院	周南市南浦山町5-14	医療法人	内・その他	78	2
	社会医療法人 周南 記念 同病 人院	下松市生野屋南1-10-1	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	250	3
医療法人 緑山 中央病 人院	下松市古川町3-1-1	医療法人	外・内・整・その他	137	3	
防府・ 山口	山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	防府市大字大崎10077	地方独立 行政法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	504	30
	医療法人 神徳 会病 院	防府市お茶屋町3-27	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	128	3
	医療法人 社団 松友 会病 院	防府市天神2-1-44	医療法人	外・内・整・その他	80	8
	医療法人 康淳 会病 院	防府市緑町1-5-29	医療法人	外・内・整	86	2
	医療法人 米沢 記念 病 院	防府市車塚町3-20	医療法人	外・内・整・その他	99	14
	一般財団法人 防府消化器 センター 防府胃腸病 院	防府市駅南町14-33	公益法人	外・内・その他	108	9

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
防府・山口	医療法人博愛会 山口博愛病院	防府市お茶屋町2-12	医療法人	外・内・整・その他	98	1
	山口県済生会山口総合病院	山口市緑町2-11	済生会	外・内・整・脳外・その他	279	5
	総合病院山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	日赤	外・内・整・小・その他	377	8
	山口県厚生農業協同組合連合会 小郡第一総合病院	山口市小郡下郷862-3	厚生連	外・内・整・小・その他	182	17
	医療法人社団曙会 佐々木外科病院	山口市泉都町9-13	医療法人	外・内・整・その他	54	7
	医療法人社団水生会 柴田病院	山口市大内矢田北5-11-21	医療法人	外・内・その他	60	4
	医療法人社団清仁会 林病	山口市小郡下郷751-4	医療法人	外・内・整・その他	50	1
	医療法人協愛会 阿知須共立病院	山口市阿知須4841-1	医療法人	外・内・整・脳外・その他	135	6
	医療法人社団向陽会 阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4	医療法人	外・内・整・その他	78	2
	美祿市立美東病院	美祿市美東町大田3800	市	外・内・整	100	4
宇部・小野田	国立大学法人 山口大学医学部附属病院	宇部市南小串1-1-1	国立大学法人	外・内・整・脳外・小・産・その他	756	20
	国立病院機構 山口宇部医療センター	宇部市東岐波685	独立行政法人	外・内・その他	365	4
	社会医療法人いち樹会 尾中病	宇部市寿町1-3-28	医療法人	外・内・整・その他	110	4
	医療法人博愛会 宇部記念病院	宇部市上町1-4-11	医療法人	外・内・その他	190	1
	医療法人社団 宇部興産中央病院	宇部市大字西岐波750	医療法人	外・内・整・脳外・その他	384	4
	医療法人聖比留会 セントヒル病院	宇部市今村北3-7-18	医療法人	外・内・整・脳外・その他	184	2
	医療生活協同組合健文会 宇部協立病院	宇部市五十目山町16-23	医療生活協同組合	外・内・整	159	3
	医療法人和同会 宇部西リハビリテーション病院	宇部市大字沖ノ且797	医療法人	内	250	5
	医療法人聖比留会 厚南セントヒル病院	宇部市大字妻崎開作108	医療法人	内・脳外・その他	80	4
	労働者健康安全機構 山口労災病院	山陽小野田市小野田1315-4	独立行政法人	外・内・整・脳外・小・その他	313	6
	山陽小野田市立 山陽小野田市民病院	山陽小野田市東高泊1863-1	市	外・内・整	199	5
	小野田赤十字病院	山陽小野田市小野田3700	日赤	外・内・その他	92	2
	美祿市立病院	美祿市大嶺町東分11313-1	市	外・内・整・脳外	126	4
	医療法人E M S 植田救急クリニック	美祿市大嶺町東分1210-1	医療法人	外・内・整・脳外・その他	10	10

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
下 関	国立病院機構 関門医療センター	下関市長府外浦町1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ その他	400	30
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	地方独立 行政法人	外・内・整・脳外・小・ その他	382	10
	山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町8-5-1	済生会	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	373	7
	地域医療機能推進機構 下関医療センター	下関市上新地町3-3-8	独立行政 法人	外・内・脳外・その他	315	25
	山口県済生会豊浦病院	下関市豊浦町大字小串10007-3	済生会	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	275	9
	下関市立豊田中央病院	下関市豊田町大字矢田365-1	市	外・内・整・小・その他	71	4
	医療法人星の里 病院	下関市小月本町2-15-20	医療法人	外・内・整・その他	92	4
	医療法人愛の 風園病院	下関市長府才川2-21-2	医療法人	内	285	1
	医療法人 長府病院	下関市長府中之町2-4	医療法人	内・その他	60	1
	医療法人社団松涛 安岡病院	下関市横野町3-16-35	医療法人	外・内・その他	234	3
長 門	山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	長門市東深川85	厚生連	外・内・整・小・産	260	12
	医療法人生山 斎木病院	長門市東深川西新開134	医療法人	外・内・その他	90	2
	医療法人社団成蹊 岡田病院	長門市東深川888	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	121	4
萩	医療法人医誠 志見病院	萩市江向413-1	医療法人	外・内・整・脳外・産・ その他	234	6
	玉木病院	萩市瓦町1	個人	外・内・整・脳外・小・ その他	151	5
	萩市民病院	萩市大字椿3460-3	市	外・内・整・小・その他	100	5
	萩むらた病院	萩市大字今古萩町30-1	個人	外・内・整・その他	78	4

〔6-5〕健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・
公立医療機関の状況（医務保険課）

健康福祉センター （環境保健所）名	管轄区域	市町立病院	国 県 立 病 院	その他 病院数
下 関 市	下関市	下関市立市民病院 下関市立豊田中央病院	国立病院機構 関門医療センター 地域医療機能推進機構 下関医療センター	20
岩 国	岩国市、 和木町	岩国市立錦中央病院 岩国市立美和病院	国立病院機構 岩国医療センター	14
柳 井	柳井市、 周防大島町、 上関町、 田布施町、 平生町	周防大島町立東和病院 周防大島町立大島病院	国立病院機構 柳井医療センター	5
周 南	下松市、 光市、 周南市	光市立光総合病院 光市立大和総合病院 周南市立新南陽市民病院	地域医療機能推進機構 徳山中央病院	19
山 口	山口市、 防府市		山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	26
宇 部	宇部市、 山陽小野田市、 美祢市	山陽小野田市立 山陽小野田市民病院 美祢市立病院 美祢市立美東病院	国立病院機構 山口宇部医療センター 山口大学医学部附属病院 山口県立病院機構 山口県立こころの医療センター 労働者健康安全機構 山口労災病院	21
長 門	長門市			5
萩	萩市、 阿武町	萩市立萩市民病院		6

〔6-6〕健康福祉センター(環境保健所)管内別医療関係者の人員調 (厚政課)

保健所名	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師 准看護師
下 関 市	703	226	625	103	64	4,976
岩 国	307	84	326	63	40	2,124
柳 井	173	54	173	778	16	1,563
周 南	535	160	657	119	74	3,590
山 口	758	209	779	209	123	5,075
宇 部	1,054	203	765	111	86	5,310
長 門	57	18	75	31	12	591
萩	95	37	98	38	14	875
計	3,682	991	3,498	1,452	429	24,104

〔6-7〕標準トリアージ・タグ（消防保安課、医療政策課）

現在、医師会、消防機関、日本赤十字社、自衛隊等でそれぞれ異なった様式、形式のトリアージタグが使用されているところであるが、複数の機関が参集する大規模災害時における医療活動の混乱を避けるため、トリアージ・タグの標準を下記のとおりとする。

記

- 1 タグの形状及び寸法
23.2cm（縦）×11cm（横）とする。
- 2 タグの紙質
水に濡れても字がかけるなど、丈夫なものとし、本体はやや厚手のもので、複写用紙は本体より薄手のものとする。
- 3 タグ用紙の枚数
3枚とし、1枚目は「災害現場用」2枚目は「搬送機関用」とし、本体は「収容医療機関用」とする。
- 4 タグの形式
モギリ式とし、モギリの幅は1.8cmとする。
- 5 タグに用いる色の区分
 - ・軽処置群を緑色（Ⅲ）
 - ・緊急治療群を黄色（Ⅱ）
 - ・最優先治療群を赤色（Ⅰ）
 - ・死亡及び付処置群を黒色（Ⅰ）モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色で両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。
- 6 傷病者の同定及び担当機関の同定等に係わる記載内容
 - (1) 傷病者の同定の項目については、「氏名」、「年齢」、「性別」、「住所」、「電話」とし、外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。
 - (2) 担当機関の同定等の項目については、「(タグの)No.」、「トリアージ実施者氏名」、「搬送機関名」、「収容医療機関名」とする。
 - (3) 3枚目の「収容医療機関用」の裏面の上部には「特記事項」の記入できるスペースを設けることが望ましい。
- 7 タグ制作主体の裁量部分
地域において想定される災害の頻度や種類が異なることや、医療機関で独自に作成する場合には簡易カルテとしても利用することが可能なよう、当該等部分については、タグ制作主体の裁量により作成するものとする。
具体的な項目例として、(イ)傷病者のバイタルサイン、人体図等の当該傷病者の傷病状況に関する事項、(ロ)タグ制作主体の名称、マーク等が考えられる。

[例1]

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

(収容医療機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷疾名			
特記事項			

1.8
6.2
16.0
8.0

三枚目

3枚目・表面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

(収容医療機関用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救 急 救 命 士 そ の 他	
症状・傷疾名			
特記事項			

1.8
6.2
23.2
8.0

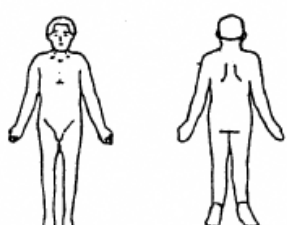
0
I
II
III

←黒色→
←赤色→
←黄色→
←緑色→

11.0

3枚目・裏面 (収容医療機関用)

(紐穴の直径は3mm)

特記事項

0
I
II
III

[例2]

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

三枚目

3枚目・表面 (収容医療機関用)
(紐穴の直径は3mm)

3枚目・裏面 (収容医療機関用)
(紐穴の直径は3mm)

(紐穴の直径は3mm)

トリアージ・タグ

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分			トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名		

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	

トリアージ区分	0 I II III
---------	------------

トリアージ・タグ

(収容医療機関用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	
住所 (Address)		電話 (Phone)		
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分			トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名		

トリアージ実施場所

バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない
	呼吸	回/分, 呼吸困難, 無呼吸	
	脈拍	回/分, 整, 不整, 触知せず	
	血圧	/ mmHg	

トリアージ区分	0 I II III
---------	------------

トリアージ・タグ

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

.....

.....

.....

.....

.....

0	←黒色→	0
I	←赤色→	I
II	←黄色→	II
III	←緑色→	III

11.0

〔6-8〕市町の防疫体制及び防疫機械器具の保有状況（健康増進課）

健康 福祉 センター ・保健所	項目 市町別	市町 の防疫 班員	防疫作業従事者の確保			防 疫 用 機 械 器 具							
			役 所 内	外 部	計	四 兼 機	三 兼 機	二 兼 機	噴 霧 自 動	噴 霧 手 動	フ ォ ッ グ ダ イ ナ	フ ォ ッ グ ス イ ン グ	散 動 力 粉
岩 国	岩 国 市	26	26		26					17			
	和 木 町	5	5		5				1	2			
	小 計	31	31		31				2	18			
柳 井	柳 井 市	10	10		10				1	11			
	上 関 町	5	5		5					2			
	田 布 施 町	11	11		11				2	2			
	平 生 町	5	5		5				1	3			
	周 防 大 島 町	3	7		10				7	5			
	小 計	37	41	21	58				11	21			
周 南	下 松 市	4	4		4				2				
	光 市	13	13		13				1	12			
	周 南 市	15	15		15				4	9			
	小 計	31	31		31				6	25			
山 口	防 府 市	8	8		8			12	3	2			
	山 口 市	10	10		10			2	5	9	9		
	小 計	18	18		18			14	8	10	9		
宇 部	宇 部 市	5	5		5					9			
	山 陽 小 野 田 市	3	3		3				1	1	2		
	美 祢 市	5	5		5					15			
	小 計	16	16		16				2	38	2		
長 門	長 門 市	12	12		12				3	5		2	
	小 計	13	13		13				4	5		2	
萩	萩 市	15	15		15				2	2			
	阿 武 町	6	6		6				1	1			
	小 計	21	21		21				3	3			
下 関 市	下 関 市	32	32		32			2	1	14			
合 計		199	203	21	220			16	37	134	11	2	

(保 有 分)					防疫用機械器具 (借上分)							
散手粉	煙電霧氣	ろ水器	放送設備 移動	ラジオ	四兼機	三兼機	二兼機	噴霧自動	噴霧手動	散動力	散手粉	自動車
	2											
	2											
1												
3												
			1									
			1									
			4									
			4									
	5											
	15											
3	17		5									

[6-9] 県の防疫体制及び防疫機械器具の保有状況（健康増進課）

管 轄		防 疫 班 員	防 疫 用 機 械 器 具												
			四 兼 機	三 兼 機	二 兼 機	噴（動力霧）	同（手動左）	スフイオソグ	散（動力粉）	同（手動左）	煙（電気霧）	ろ 水 器	軽 自 動 車	自 動 車	
県	(本庁)														
各保健所															
	岩国	12				8		5							
	柳井	6				6	3	4							
	周南	14				8	2	2							
	防府	11				4	2								
	山口	14				7		4							
	宇部	16				8	2								
	長門	22				4	2	2							
	萩	18				5	2	2							
合 計		113	0	0	0	50	13	19	0	0	0	0	0	0	0